

那須町プレミアム付商品券事業実施要領

1. 目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とする。

2. 事業概要

- ① 名称 那須町プレミアム付商品券事業
- ② 発行者 那須町
- ③ 事業運営 那須町プレミアム付商品券事業実行委員会
那須町、那須町商工会、（一社）那須町観光協会、那須未来(株)
- ④ 発行総額 1億3,100万円
- ⑤ 発行冊数 26,200冊
- ⑥ 発行価格 1冊（500円券×10枚綴り）を4,000円で販売
- ⑦ プレミアム率 25%
- ⑧ 購入限度 対象者1名につき20,000円（5冊）
※ 商品券額は25,000円分となる
- ⑨ 販売対象者 ア 住民税非課税者（基準日2019.1.1）
※ 商品券を購入しようとする者は、購入引換券交付申請書により観光商工課において申請を行わなければならない
イ 3歳未満児子育て世帯
※ 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた
お子さまがいる世帯
上記対象者は、町より交付された購入引換券により商品券を購入することができる
- ⑩ 販売期間 令和元年10月1日から令和2年1月31日まで
- ⑪ 販売場所 黒田原地区まちづくりセンター、道の駅東山道伊王野、
道の駅那須高原友愛の森
- ⑫ 使用期限 令和元年10月1日から令和2年2月29日まで

3. 取扱店の登録について 町内の取扱店に限り商品券の利用を可能とする
取扱店登録窓口は、那須町商工会とする

募集期間 令和元年7月10日から令和元年7月31日まで

※締め切り後も登録は可能ですが、当初の取扱店一覧表（印刷）
には掲載されませんのでご了承ください。

（町ホームページへは随時掲載いたします。）

4. 商品券の換金について 換金窓口は、那須町役場2階 観光商工課とする
換金に関する問合せ窓口は、那須町役場観光商工課とする

①換金期間 令和元年10月1日から令和2年3月19日まで

※ 但し、取扱店の責に帰さない場合においては、令和2年3月31日
までとする

②換金方法 取扱店は、回収した商品券の裏面に事業所名を記入押印し、
指定の「換金依頼書」を添えて那須町役場2階の観光商工課の
窓口提出する

5. 取扱店の責務について 商品券取扱店は次に掲げる事項を遵守する

以下の事項に反する行為を行ったときは、取扱店の登録を取り消します

①商品券を受け取った取扱店は、商品券裏面に取扱店名を記入する

②利用者から回収した商品券を換金以外の目的に使用しないこと

③取扱店は、自ら購入した商品券を直接換金しないこと

④商品券が偽造・模造または不正に使用されることが明らかな場合は、取扱店を拒否
し、またその際は速やかに那須町プレミアム付商品券事業実行委員会に報告すること

⑤その他、那須町プレミアム付商品券事業実行委員会がこの事業の趣旨に反すると認
める行為を行わないこと